

別表第 1

千葉県内において生じた事故等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
(虚偽記載) 1 千葉県（地方公営企業及び各行政委員会を含む。）が発注する工事の請負契約に係る一般競争及び指名競争において、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 か月以上 6 か月以内
(過失による粗雑工事) 2 千葉県の発注した建設工事等（以下この表において「県発注工事等」という。）の施工に当たり、過失により建設工事等を粗雑にしたと認められるとき（契約不適合（引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの）が軽微であると認められるときを除く。）。 3 千葉県内における建設工事等で、前号に掲げるもの以外のもの（以下この表において「一般工事等」という。）の施工に当たり、過失により建設工事等を粗雑にした場合において、契約不適合が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 か月以上 6 か月以内 当該認定をした日から 1 か月以上 3 か月以内
(契約違反) 4 第 2 号に掲げる場合のほか、県発注工事等の施工に当たり、契約に違反し、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 2 週間以上 4 か月以内
(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故) 5 県発注工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。 6 一般工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 か月以上 6 か月以内 当該認定をした日から 1 か月以上 3 か月以内
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 7 県発注工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。 8 一般工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 2 週間以上 4 か月以内 当該認定をした日から 2 週間以上 2 か月以内

別表第 2

贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
(贈賄) 1 次のイ、ロ又はハに掲げる者が千葉県職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 イ 代表役員等（有資格業者の代表権を有する役員、代表権を有すると認める肩書きを付した役員、実質的経営者としてその業務全般を統括している認められる者を言う。以下同じ。） ロ 一般役員等（有資格業者の役員又は有資格業者の支店若しくは営業所（常時工事等の請負契約締結する事務所を言う。）を代表する者で代表役員等以外をいう。以下同じ。） ハ 有資格業者の使用人でロに掲げる者以外のもの 2 次のイ、ロ又はハに掲げる者が千葉県以外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 イ 代表役員等 ロ 一般役員等 ハ 使用人	逮捕又は公訴を知った日から 12か月以上24か月以内 6か月以上12か月以内 3か月以上9か月以内 逮捕又は公訴を知った日から 6か月以上12か月以内 3か月以上9か月以内 2か月以上6か月以内
(独占禁止法違反行為) 3 千葉県内において、県が発注した建設工事等に係る業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反した場合において、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。 4 千葉県内において、県が発注した建設工事等に係る業務以外の業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反した場合において、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。 5 千葉県外の区域において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 12か月以上24か月以内 当該認定をした日から 12か月以上24か月以内 当該認定をした日から 6か月以上12か月以内
(公契約関係競売等妨害又は談合) 6 千葉県内において、県が発注した建設工事等に関し、代表役員等、一般役員等又は使用人が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 7 千葉県内において、県以外の公共機関が発注した建設工事等に関し、代表役員等、一般役員等又は使用人が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から 12か月以上24か月以内 逮捕又は公訴を知った日から 12か月以上24か月以内

措 置 要 件	期 間
8 千葉県外の区域において、他の公共機関が発注した建設工事等に関し、代表役員等、一般役員等又は使用人が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から 6か月以上12か月以内
(建設業法違反行為) 9 県が発注する建設工事等において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。 10 県が発注する建設工事等以外において、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 2か月以上9か月以内 当該認定をした日から 1か月以上9か月以内
(その他不正又は不誠実な行為) 11 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。 12 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が拘禁刑以上の刑にあたる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は拘禁刑以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1か月以上9か月以内 当該認定をした日から 1か月以上9か月以内